

# 仕 様 書

- 1 件 名 消防設備保守点検委託（教育支援室）
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市松江一丁目1番32号  
草加市教育支援室及び社会福祉協議会
- 4 支払方法 業務完了払い（年2回払い）
- 5 委託内容  
各種設備機器の機能保全のため、消防法第17条3の3の規定に基づく点検を実施する。
  - (1) 点検回数
    - ① 外観点検及び機能点検 年1回
    - ② 総合点検（①の点検含む） 年1回
  - (2) 点検対象設備及び項目

① 消火器具	A B C粉末10型消火器	7本
② 自動火災報知設備	受信機 P型2級5回線	1台
	地区ベル 2個	
	発信機 2個	
	差動式スポット型感知器	28個
	定温式スポット型感知器	4個
	光電式スポット型感知器	4個
③避難器具設備	救助袋（斜降式）	1基
④誘導灯	避難口B級	5台
	廊下通路	3台
  - (3) 点検責任者及び点検従事者  
点検を実施するに当たり、消防設備士等の点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当者の承諾を得る。
  - (4) 緊急時の設置  
火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うと共に係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。
  - (5) 負担区分について
    - ① 発注者において負担すべきもの  
点検に係る水光熱費
    - ② 受注者において負担すべきもの  
点検に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙

## (6) 提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

- ① 消防設備点検資格者証明書の写し
- ② 点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）
- ③ 点検計画書（予め担当者と打合わせのうえ決定した防火対象物点検、外観、機能点検、総合点検の日程）

## (7) 記録の作成及び報告書の提出

外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに消防法第8条の2の2第1項に基づく報告及び昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号に定める点検表を作成し、提出すること。

## 6 その他

- (1) 仕様書に書かれていない事項については、担当課と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約課からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制度及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

## 7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（入札前）  
草加市役所 契約課  
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先  
草加市教育委員会教育総務部教育支援室 根本  
電話048（933）7591（直通）